

議決権行使ポリシー及びその手続き細則

I. 序論及び一般原則

A. ニューバーガー・バーマン・グループ（「当社グループ」）の一部子会社は、ERISA及び非ERISA顧客を含め、それぞれの投資助言先から議決権行使の権限と責任を委任されています。

B. 当社グループは、議決権の行使が資産運用にとって不可欠であることを理解しています。従って、議決権の行使は、資産運用会社の信任義務又はその他の義務と同程度の慎重さと誠実さをもって実行しなければなりません。

C. 以下のポリシーと関連する内規によって、議決権に関する事項が、信任義務、1940年投資顧問法に基づく適用規則、労働省の解釈及びその他の適用法令に定められたERISA顧客に対する信任基準及び責任、英国版スチュワードシップ・コード、日本版スチュワードシップ・コード、その他の適用法令諸規則に従い、顧客の最善の利益に沿って実行されることが合理的に担保されるものと、当社グループは考えます。

D. 当社グループが顧客に代わって議決権を行使する権限を有さない場合、関連する保管銀行に株主総会招集通知を顧客に直接郵送するよう指図するのは顧客の責任となります。

E. いかなる場合も当社グループは、指定された議決権行使が当社グループのポリシー及び関連する内規と異なるか否かにかかわらず、顧客の具体的な指示に従って議決権行使を行います。

F. 当社グループは、顧客の指図と矛盾しない限り、自らが権限を有する全ての株式について議決権を行使するよう努めます。ただし、顧客の最善の利益にならないと信ずる場合等

（例えば、シェアプロッキング制度のある国や議決権の行使に追加費用が伴う総会における議決権の不行使など）、議決権行使を控えることもあります。当社グループは、外国証券に係る議決権行使の提案については費用と効果を比較検討し、提案されている議決権の行使が賢明であるか否か、かつ専ら顧客の利益に資するか、ERISA顧客やERISA類似の現地法上の勘定及び顧客の場合には、ERISAその他の類似制度の参加者及び受益者の利益に資するか否かを十分な情報に基づいて判断しなければならないことを理解しています。このような中で判断を行うにあたっては、単独行使か他の議決権者との共同行使かにかかわらず、議決権の行使が顧客の投資価値に持つ効果と、期待される効果が議決権行使のコストを上回るかを勘案します。

II. 責任及び監督

A. 当社グループは、ガバナンス・プロキシ・コミッティ（「プロキシ・コミッティ」）について、① 当社グループのポリシー及び関連する内規を策定、承認、実施、更新する、② ガバナンス及び議決権行使プロセスを管理し監督する、③ 議決権を確認、監視、行使する議決権行使代理人として第三者を雇用し監督する責任を定めています。当社グループは、プロキシ・コミッティの勧告に従い、グラス・ルイス・アンド・カンパニー社（「グラス・ルイス」）をその議決権行使代理人として採用しています。

B. プロキシ・コミッティは、その責任を全うするために必要かつ適切な頻度で召集されます。

C. プロキシ・コミッティの構成員は、適宜指名され、最寄投資責任者、株式調査責任者、ESG責任者、シニア・ポートフォリオ・マネージャーが含まれます。法務・コンプライアンス部門のシニアメンバーも助言を提供する立場で関与しており、同コミッティで賛否同数となった場合には法務・コンプライアンス部門のシニアメンバーが議決権を行使することが求められます。

D. 特定の事項に関して、プロキシ・コミッティの単一又は複数の構成員がその関係者である場合、残りのメンバーが臨時でプロキシ・コミッティの独立した小委員会を構成し、当該小委員会が当該事項に対する全権限を有するものとします。

III. 議決権行使ガイドライン

A. プロキシ・コミッティは、エンゲージメント原則に基づき、コーポレート・ガバナンス、議決権行使ガイドライン（「議決権行使ガイドライン」）を策定しました。議決権行使ガイドラインは、当社グループのポートフォリオ・マネージャーからのインプットにより、新たなコーポレート・ガバナンスに関する問題やテーマを反映することを目的に、原則として年次ベース又は適切なタイミングで更新されます。プロキシ・コミッティは、状況によって議決権行使ガイドラインの原則に依拠しない対応を行うことが顧客の利益になる場合があることを認識しています。

B. コーポレート・ガバナンスとエンゲージメント、関連するスチュワードシップ活動に関する当社グループの見解については、法務・コンプライアンス部門及びグローバル株式調査グループ等のプロフェッショナルと協議の上、ESGグループが主導しています。鋭い洞察力と豊富な経験を備えたそれらの専門グループの存在により、当社グループはエンゲージメントとスチュワードシップに関する優先課題について戦略的に考察することができます。

C.議決権行使ガイドラインに示されている当社グループの議決権行使に関するスタンスは、原則として幅広いセクター及び状況にわたって顧客の最善の経済的利益に資する可能性が最も高いものであると考えています。当該ガイドラインは、特定の場合においては企業が直面する特定の問題に対して適切でない場合もあるため、当社グループは議決権行使ガイドラインの原則とは異なる判断を行う場合があります。

D.ニューバーガー・パーマンのシニアポートフォリオ・マネージャーは、議決権行使ガイドラインに反する議決権行使が顧客の最善の利益になると考える場合、自らの提案根拠を示した書面をプロキシ・コミッティに対して提出します。プロキシ・コミッティは、具体的な状況を踏まえ、その他のエンゲージメント原則との一致を図ることを目的として、当該提案について検討します。

IV. 議決権行使の方法

A.当社グループは、当社グループのポリシー及び関連内規で定める原則と異なる対応となる場合であっても、顧客の具体的な要請に従って議決権を行使する場合があります。かかる具体的な要請は、各顧客、又は顧客の権限ある役員、代表者若しくはその被授權者によって書面でなされなければなりません。

B.当社グループは、(1) 当社グループの策定に係る議決権行使ガイドラインに従って議決権行使に係る調査と提言を行い、(2) 当社グループのガイドライン又はその他の指図に従って議決権を行使し、適時に委任状を提出し、(3) 議決権行使に関するその他の管理機能を担い、(4) 議決権行使に関連して受領した株主総会招集通知を記録し、要請があった場合には、かかる株主総会招集通知の写しを速やかに提供し、(5) 行使結果を記録するために、議決権行使代理人及び議決権行使助言会社としてグラス・ルイスを選任しています。

C.顧客が議決権行使権限を留保している場合を除き、当社グループは顧客勘定を有するカストディアンに対し、顧客勘定に関連して受領した株主総会招集通知及び資料を速やかにグラス・ルイスに送付するよう指示します。

D.上記にかかわらず、当社グループは議決権行使に関する最終的な権限を有し責任を負います。

V. 利益相反

A. グラス・ルイスは、重大な利益相反が存在すると判断された場合には、セクションIIIに定める議決権行使ガイドラインに従い、自らが推奨する通りに、議決権を行使します。当社グループは、かかるプロセスが議決権行使の判断に伴い発生する重大な利益相反に対応するために合理的に設計されたものであると考えます。プロキシ・コミッティが例外的に議決権行使ガイドラインに反した議決権行使を行うべきか否かを判断するにあたって検討する潜在的利益相反には、特に、発行会社との重大な取引関係、ポートフォリオ・マネージャーと発行会社の役員、取締役又は取締役候補との個人的又は事業上の関係、合併事業の関係、発行会社と当社グループ上級管理職との直接的な取引関係等があります。

B.当社グループのポートフォリオ・マネージャーは、議決権行使ガイドラインの規定と異なる議決権行使が顧客の最善の利益になると考える場合、プロキシ・コミッティの顧問を務める法務・コンプライアンス部門のシニアメンバーに連絡し、当該シニアメンバーが適宜採用する様式の質問状に回答・署名するものとします。当該質問状には、ポートフォリオ・マネージャーが自ら推奨する議決権行使が顧客の最善の利益になると考える理由、投資対象会社に対する具体的な株式保有関係、個人的又は事業上の関係、その他の議決権行使に関連して重大な利益相反を惹起しうる事項等の開示が求められます。プロキシ・コミッティは、ポートフォリオ・マネージャーと面談し、回答された質問状を確認し、さらに検証することが適切だと思われるその他の事項について確認し、ポートフォリオ・マネージャーによって推奨された議決権行使によって重大な利益相反を惹起しないかを判断します。プロキシ・コミッティは、こうした審議経過を記録します。プロキシ・コミッティは、当該議決権行使が重大な利益相反を惹起しないと判断した場合には、ポートフォリオ・マネージャーの推奨に従って議決権を行使すべきか否かを決定することになります。ポートフォリオ・マネージャーの推奨に従って議決権を行使すると決定した場合、プロキシ・コミッティの顧問を務める法務・コンプライアンス部門の権限者がグラス・ルイスに対し、ポートフォリオ・マネージャーの推奨に従って議決権を行使するよう指図します。プロキシ・コミッティは、ポートフォリオ・マネージャーの推奨に従って議決権を行使することが適切でないとは判断した場合、(i) それ以上の措置は講じない(その場合、グラス・ルイスが議決権行使ガイドラインに従って議決権行使を行うものとします)、(ii) 利益相反を顧客に開示し、議決権行使に関して顧客から書面で指示を得る、(iii) 別の会社を雇用し、議決権行使について判断を仰ぐよう顧客に勧める、又は(iv) 別の独立した第三者を雇用し、議決権行使について判断を仰ぐ、のいずれかを行います。プロキシ・コミッティの審議に関する記録は、適用されるポリシーに従って作成、保管するものとします。

C.議決権をどう行使すべきかについて、議決権行使ガイドラインに言及されておらず、グラス・ルイスも提言を差し控えた場合、プロキシ・コミッティがそれを決定します。プロキシ・コミッティは、自らの決定に従って議決権を行使した場合に重大な利益相反が発生しないか等、議決権の行使方法を判断するために適切だと思われる事項について検討します。プロキシ・コミッティはかかる事項の審議を記録し、プロキシ・コミッティの顧問を務める法務・コンプライアンス部門の権限者がグラス・ルイスに対し、プロキシ・コミッティの決定に従って議決権を行使するよう指図します。

D.重大な利益相反は、単に議決権の行使を控えるだけでは解決できません。

VI. 記録

当社グループは、議決権行使ガイドライン及び関連する内規の実施に関して、(1) 議決権行使ガイドライン及び関連する内規の写し（顧客が請求することで入手できます）、(2) 受領した委任状説明書類（EDGAR又はグラス・ルイスに依拠することで十分とします）、(3) 議決権行使結果の記録（グラス・ルイスが当社グループに代わって保管します）、(4) 上記のセクションVIに従って当社グループのポートフォリオ・マネージャーが回答した質問状の写し、(5) 議決権行使の判断にとって重要な当社グループ作成文書等を保管します。議決権行使に関するこれらの帳簿及び記録は、5年にわたり、うち最初の2年は法務・コンプライアンス部門によって、電子的手段を含め、簡単にアクセスできる場所に保管するものとします。

VII. エンゲージメント及びモニタリング

ポートフォリオ・マネージャー及びグローバル株式調査チームのメンバーは、当社のアクティブ運用戦略に則り、投資先企業における重大な投資判断要素を継続的にモニタリングします。当社グループのプロフェッショナルは、受託者としての議決権行使の効果的な管理に関して、トレンドやベストプラクティスを常に把握しています。当社グループは、適切だと判断した場合、又は顧客の結果を著しく改善する機会を見出した場合、議決権行使ガイドライン及び関連する内規を改訂します。また、抽出した議決権行使及びエンゲージメントの事例を定期的に検証し、投資先企業のモニタリングやスチュワードシップ活動の有効性を改善する方法について理解を深めます。

50301 1/18 ©2018 Neuberger Berman BD LLC. All rights reserved.

VIII. 開示

当社グループは、少なくとも一年に一度、UCITSやミューチュアルファンドなどのコミングルフアンドに関しては、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果を公表します。他方、セパレートアカウントに関しては、顧客の明示的な同意を条件として、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果を公表します。また、当社グループは、コミングルフアンド及びセパレートアカウントに関して、少なくとも一年に一回、議決権行使結果の集計結果に係るレポートを公表します。当社グループは、議決権行使の賛否の理由について、投資先企業との間でエンゲージメント活動の一環として、その必要性及び重要性に応じて、説明し議論する機会を持つことを想定しており、気候変動リスクやジェンダーダイバーシティといった重要な論点に関してはより広範な説明を投資先企業に提供することがあります。当社グループの現在の活動や継続中の活動については、当社グループのESG投資に関するウェブサイト（www.nb.com/esg）上に掲載されるケース・スタディやトピックを記載した文書の定期公表を通じてご覧いただけます。

プロキシ・コミッティメンバー 2018年1月時点:

Joseph Amato, プレジデント兼最高投資責任者 (株式)

Jonathan Bailey, ESG投資責任者

Timothy Creedon, グローバル株式調査部門ディレクター

Ingrid Dyott, ポートフォリオ・マネージャー

Richard Glasebrook, ポートフォリオ・マネージャー

Benjamin Nahum, ポートフォリオ・マネージャー

Corey Issing*, 法務コンプライアンス

Dina Lee*, 法務コンプライアンス

Jake Walko*, ESG投資チーム

***Corey Issing**、**Dina Lee**および**Jake Walko**は、コミッティに対するアドバイザーの役割を担っています。

Issingは職務上、委員メンバーを務めています。**Issing**は定足数に足りない時、あるいは同点決戦投票の場合のみ投票します。**Issing**が不在の際には、**Lee**が**Issing**の責務を受け、職務上の委員メンバーを務めます。